徳島県監査委員公表第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき,平成30年度の 定期監査を執行したので,その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成31年3月8日

徳島県監査委員	矢	田		等
同	近	藤	光	男
同	井	関	佳穂理	
同	黒	﨑		章
同	古	Ш	広	志

- 1 監査対象機関及び監査年月日 別表に記載のとおりである。
- 2 監査の結果

改善を要するものは,次のとおりである。

(1) 調定に関する事務で適切でないもの

< 城東高等学校 >

全日制高等学校授業料において,二重徴収及び調定漏れとなったものがある。今後, 組織的な確認を徹底し,適正な事務の執行を確保する必要がある。

全日制高等学校授業料の調定手続において,出納機関への収入の通知ができていない ものがある。今後,組織的な確認を徹底し,適正な事務の執行を確保する必要がある。

<徳島中央高等学校>

定時制高等学校授業料において,事前調定すべき場合にもかかわらず,事後調定しているものがある。今後,組織的な確認を徹底し,適正な事務の執行を確保する必要がある。

(2) 休日給の支給で適切でないもの

<二十一世紀館>

休日勤務を命じているにもかかわらず,休日給が支給できていないものがある。今後, 組織的な確認を徹底し,適正な事務の執行を確保する必要がある。

(3) 契約事務で適切でないもの

<二十一世紀館>

動産総合保険料契約において,随意契約によることができる場合に該当しないにもかかわらず,随意契約しているものがある。今後,組織的な確認を徹底し,適正な事務の執行を確保する必要がある。

(4) 公文書の管理で適切でないもの

< 阿南支援学校 >

会計書類について,所在不明なものが認められた。今後,組織的な確認を徹底し,適正な事務の執行を確保する必要がある。

監査対象機関	監 査 年 月 日
那賀高等学校	平成31年 1月 9日
城西高等学校	平成 3 1 年 1 月 1 1 日
名西高等学校	"
脇町高等学校	平成 3 1 年 1 月 1 5 日
穴吹高等学校	"
城南高等学校	平成 3 1 年 1 月 1 6 日
ひのみね支援学校	"
海部高等学校	平成 3 1 年 1 月 1 7 日
徳島科学技術高等学校	平成 3 1 年 1 月 1 8 日
徳島中央高等学校	"
総合教育センター	平成 3 1 年 1 月 2 1 日
板野高等学校	"
徳島視覚支援学校	平成31年 1月24日
徳島聴覚支援学校	"
富岡西高等学校	平成31年 1月25日
小松島西高等学校	"
池田高等学校	平成31年 1月28日
池田支援学校	"
国府支援学校	平成31年 1月31日
城ノ内中学校	平成31年 2月 1日
城ノ内高等学校	"
徳島北高等学校	"
二十一世紀館	平成 3 1 年 2 月 5 日
富岡東中学校	平成31年 2月22日
川島中学校	"
城東高等学校	"
城北高等学校	"
徳島商業高等学校	"
小松島高等学校	"
富岡東高等学校	"
阿南工業高等学校	"
阿南光高等学校	"
新野高等学校	"
鳴門高等学校	"
鳴門渦潮高等学校	"
阿波高等学校 表展川東等党校	"
吉野川高等学校 川島高等学校	"
川島高等学校	"
阿波西高等学校	
つるぎ高等学校	
板野支援学校	"
鴨島支援学校 阿克夫塔学校	"
阿南支援学校	"
みなと高等学園	II .